

共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進

- **「共生社会」**とは、これまで必ずしも十分に社会参加できるような環境になかった障害者等が、積極的に参加・貢献していくことができる社会である。誰もが相互に人格と個性を尊重し支え合い、人々の多様な在り方を相互に認め合える全員参加型の社会である。
- **障害者の権利に関する条約**への批准により、教育については、障害者を包容する教育制度「インクルーシブ教育システム」の構築が求められている。

障害者の権利に関する条約をめぐる動向	
平成18年	国連総会採択（ニューヨーク）
平成19年	日本署名（ニューヨーク）
平成21年	障がい者制度改革推進本部・障がい者制度改革推進会議設置
平成22年	中教審初等中等教育分科会特別支援教育の在り方に関する特別委員会の設置
平成23年	障害者基本法の一部改正
平成24年	「共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進」（報告）中教審初等中等教育分科会
平成25年	学校教育法施行令一部改正 障害者差別解消法成立（H28.4 施行）
平成26年	障害者の権利に関する条約批准（H26.1.20）効力発生（H26.2.19）

- **インクルーシブ教育システム**とは、「人間の多様性の尊重、精神的及び身体的な能力を、その可能な最大限度まで発達させ、自由な社会に効果的に参加すること等の一連の目的のもとで、障害のある者とない者がともに学ぶ仕組」である。
障害のある者が「general education system」（署名時仮訳：教育制度一般）から排除されないこと、自己の生活する地域において初等中等教育の機会が与えられること、個人に必要な「合理的配慮」が提供される等が必要とされている。
- **「合理的配慮」**とは、障害のある子供が、他の子供と平等に「教育を受ける権利」を享有・行使することを確保するために、学校の設置者及び学校が必要かつ適当な変更・調整を行うこと（障害者差別解消法の施行により、「合理的配慮」の提供が法的義務となる）。
- **学校教育法施行令一部改正** 就学先を決定する仕組みの改正（第5条及び第11条関係）
「障害のある児童生徒について、従来の仕組みを改め、総合的な観点から就学先を決定する。」

「共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進（報告）」(H24. 7. 23 中央教育審議会初等中等教育分科会)

もくじ

1 共生社会の形成に向けて

- (1) 共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システムの構築
- (2) インクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進
- (3) 共生社会の形成に向けた今後の進め方

2 就学相談・就学先決定の在り方について

- (1) 早期からの教育相談・支援
- (2) 就学先決定の仕組み
- (2) 一貫した支援の仕組み
- (4) 就学先相談、就学先決定に係る国・都道府県教育委員会の役割

3 障害のある子どもが十分に教育を受けられるための合理的配慮及びその基礎となる環境整備

- (1) 「合理的配慮」について
- (2) 「基礎的環境整備」について
- (3) 学校における「合理的配慮」の観点
- (4) 「合理的配慮」の充実

4 多様な学びの場の整備と学校間連携等の推進

- (1) 多様な学びの場の整備と教職員の確保
- (2) 学校間連携の推進
- (3) 交流及び共同学習の推進
- (4) 関係機関等の連携

5 特別支援教育を充実させるための教職員の専門性向上等

- (1) 教職員の専門性の確保
- (2) 各教職員の専門性、養成・研修制度等の在り方
- (3) 教職員への障害のある者の採用・人事配置